

議案第 8 号

市長、助役及び収入役並びに常勤の監査委員の期末手当の特例に関する
条例を廃止する条例の制定について

市長、助役及び収入役並びに常勤の監査委員の期末手当の特例に関する条例
を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成19年 2月14日提出

川崎市長 阿部 孝夫

市長、助役及び収入役並びに常勤の監査委員の期末手当の特例に関する
条例を廃止する条例

市長、助役及び収入役並びに常勤の監査委員の期末手当の特例に関する条例
(平成18年川崎市条例第45号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市長、助役及び収入役並びに常勤の監査委員の期末手当の特例に関する条例
を廃止するため、この条例を制定するものである。